

## 申請枠区分

緊急枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	次

申請書SharePoint

団体情報から転記

## 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

個別相談を実施しました

## ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室

団体代表者 役職・氏名

代表理事 平川文

分類

法人番号

団体コード

申請団体の住所

福岡県福岡市中央区天神2丁目14-2福岡証券ビル8階(三好不動産内)

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室	平川文	幹事団体
一般社団法人Anchor	村上直子	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体(以下、「資金分配団体等」という)としての助成の申請を。なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書

必須入力セル

任意入力セル

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

【2025年度緊急枠】

申請時入力不要

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	令和7年8月大雨 在宅被災者アウトリーチ連携事業		
	事業名（副）	行政・社協・NPOが協働し、必要な支援へつなぐ		
	団体名	特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室	コンソーシアムの有無	あり
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input checked="" type="radio"/>	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	在宅被災者の孤立防止と健康・暮らしの安定

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	81/200字
本団体は、福岡県内において、行政・社協・NPO・企業等と連携し、平時からの防災・減災活動の推進及び、発災時に迅速な支援を届ける中間支援体制の構築を目的としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	104/200字
福岡県内の災害支援に取り組むメンバーで構成される組織で、平時は防災・減災の研修や訓練及び災害支援ネットワークの拡大、有事は情報共有や支援調整を行う。関係機関との連携強化と実効性ある支援体制づくりを進めている。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/2/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	熊本県・福岡県 (災害救助法適用市町を主対象とするが、適用外の市町も含む。)	本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
事業対象者: (助成で見込む最終受益者) ※資金分配団体入力項目	令和7年8月の大雨で住家被害があった在宅被災者					事業対象者人数 ※資金分配団体入力項目	約24,000人(推計)。 熊本県 9,448棟、福岡県 490棟の住家被害を「世帯数相当」とみなし、平均世帯人員(熊本2.42/福岡2.22)で換算。  ※熊本:罹災証明申請8,477件。福岡:県公表資料なし。	
事業概要	599/600字	<p>本事業は、令和7年8月の大雨で支援が届きにくい在宅被災者を対象に、将来的な受援力の向上を念頭に被災者自身による再建の動きを支える「支援体制の立て直し」を行います。市町行政・社協・NPO・地域住民が協働し、相談窓口を設置する。戸別訪問→再訪のアウトリーチで困りごとを発見し、支援策を実行します。また、支援制度の手続き、応急修理、家屋の泥出し・乾燥・カビ対策・修繕・重機作業といった住環境の改善、心身の不調への対応、必要に応じて医療・介護・法律等の専門職へつなぎます。こうした困りごとのある世帯に対して、必要な支援につなぎ、抜け漏れを防ぐ災害ケースマネジメントを実施することで、支援漏れや孤立のリスクを減らし、被災者の健康と暮らしの安定をはかります。最終的に、在宅被災者の被害状況を継続的に把握し、孤立や取り残しを生まない地域支援のあり方を地域ぐるみで築いていきます。</p> <p>【活動】</p> <p>①地域連携と相談窓口の設置 市町村・社協・地域住民・実行団体等が連携し、相談窓口を設置します。定例会議を通じて、一次支援から二次支援への円滑な引き継ぎを行い、被災状況を「見える化」します。</p> <p>②アウトリーチと支援の実施 戸別訪問と再訪で被災者の困りごとを把握し、関係者間で共有。住環境の改善を進めながら、継続的な見守りや傾聴を通じて、必要に応じて医療・介護・法律などの専門支援へつなぎ、被災者の孤立と支援漏れを防ぎます。</p>						

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	750/800字
<p>令和7年8月の大雨では、熊本・福岡両県の災害救助法適用地域〔八代・天草・熊本・上天草・福津 ほか11市町〕を中心に被害が拡大しました。住家被害は熊本9,448棟〔全壊24、半壊2,514、一部破損5,256、床上浸水1,348、床下浸水306〕、福岡490世帯〔全壊4、半壊147、一部破損11、床上浸水120、床下浸水208〕にのぼり、初期期の連携や情報共有が十分に機能せず、在宅被災者の把握が遅れた地域も見られ、今も一部の地域では生活再建のめどが立たない状況が続いています。</p> <p>〔熊本県・福岡県 大雨関連情報〕</p> <p>象徴的なのが、熊本市西区の地域包括支援センターが浸水し、要配慮者名簿が水没して安否確認が遅れました。半壊判定の大学生は親を頼れず、約3か月の車中泊を継続。家賃は引き落とされる一方でアルバイト収入が減り、10月末の休学の面談でようやく実情が分かり、支援につながりました〔熊本県「火の国会議」〕。福岡北部でも救助法が適用されなかった地域で床下浸水が多く見つかリ、カビなどの衛生面の問題が広がっています〔福岡県 情報共有会議〕。</p> <p>こうした“見えにくい被害”の背景には、平時からの行政・社協・災害支援団体・地域住民の連携の弱さや、「どこに相談するばいいかわからない」といった周知の弱さもあります。特に、窓口来所を前提とする申請運用では移動が難しい人（車が水没して移動手段がないなど）ほど取り残されたり、浸水被害の経験が少ない地域では初動の想定が足りず、被害が中小規模で広域に点在したため全体像の整理に時間がかかりました。また、お盆時期と重なり自治会の動きが鈍ったこと、行政職員の人員不足・兼務の長期化、被災者自身の「私たちよりもっと大変な人がいる」という遠慮も支援の遅れに影響しました。</p>	
(2)緊急枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	222/200字
<p>発災時の初動で、要配慮者の名簿が水没し、地域内の連携も足りず、在宅被災者の把握と支援が遅れ、発災から3ヶ月経った今も、見えにくい困りごとが残っている状況です。私どもは地域の財団や中間支援にコンソーシアム申請を打診したが、方針の不一致で今回は参画に至りませんでした。現場の支援団体は活動資金や人手に余力が少なく、自己負担2割も大きな壁になります。通常枠は着手まで時間をかかってしまうため、いち早く動く必要があり、緊急枠で申請することに至りました。</p>	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
行政・社協・地域住民・実行団体が連携し、在宅被災者が相談先へ迷わずつながれるようになり、支援漏れが減るようになる。			1) ケース会議の開催回数 2) 周知世帯数		1) 議事録 2) 配布記録・掲出写真		1) 月1回以上、累計8回を実施 2) 周知1,800世帯		1) 2027年2月 2) 2026年9月	
戸別訪問と再訪のアウトリーチを行い、在宅被災者の困りごとが早期に把握されるようになり、生活と健康が安定する状態になる。			1) 初回訪問件数 2) 支援着手件数 3) 当事者の「見通し」記載あり件数。		1) 訪問記録を月次集計 2) 訪問記録と支援へ着手した記録 3) 面談シートのチェック欄（はい/いいえ）で確認。		1) 初回訪問した件数 200件 2) 支援に着手した件数 30件 3) 「見通しがたった/はい」の記載が30件。		1) 2026年9月 2) 2026年11月 3) 2027年2月	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
相談窓口を運営し、戸別訪問・再訪のアウトリーチを行う。		1) 電話・WEB・対面の各窓口が稼働 2) 初回訪問件数 3) 再訪件数	1) 開設記録・公開URL・電話番号 2) 訪問記録・写真で月次集計。 3) 訪問記録・写真で月次集計。	1) 窓口を稼働開始し継続している 2) 初回200件 3) 再訪120件	1) 2027年2月継続実施 2) 2026年9月 3) 2027年2月
住環境の改善（泥出し・乾燥・カビ対策）と申請手続き同行支援、行政・社協窓口や専門職への調整支援を行う。		1) 作業件数（泥出し・乾燥・カビ） 2) 申請手続き同行支援 3) 窓口・専門職へ紹介した件数	1) 作業報告・写真 2) 同行記録で月次集計。 3) 訪問記録等で月次集計。	1) 作業30件 2) 申請同行10件 3) 紹介30件	1) 2027年2月 2) 2027年2月 3) 2027年2月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
月次面談と関係者との調整で、実行団体の連携基盤を整い、窓口やアウトリーチ活動が安定する。		1) 月次面談回数	1) 議事録	1) 月1回以上	1) 2027年2月継続実施
資金分配団体が実行団体に対し、アウトリーチの手順や調査票を共有し、伴走体制を整える。		1) 研修回数	1) 出席簿・写真で確認	1) 1回。（必要に応じて個別で対応）	1) 2026年7月
訪問記録と支援内容を集計・見える化し、事業報告書を発行し報告会を行う。		1) 事業報告書の発行 2) 報告会の実施回数	1) 報告書PDFと配布先リストで確認	1) 報告書を公開し配布する 2) 報告会1回以上実施	1) 2027年2月 2) 2027年2月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体が行政・社協・地域住民と連携し、相談窓口を開設し、受付から戸別訪問につなぐ。	事業開始～2027年2月	42/200字
実行団体が、全戸配布や回覧板等で周知を行い、重点地区で戸別の初回訪問・再訪を実施する。	事業開始～2027年2月	43/200字
実行団体が、泥出し・乾燥・カビ対策の住環境の改善支援を実施。特に一部床がない等で、自力で修繕できない困窮世帯を優先し、支援する。	事業開始～2027年2月	64/200字
実行団体が、被災者に対して、申請手続きなどの同行支援や医療・介護・法律の専門職へ紹介し、行政・社協と連携して生活再建に向けて伴走する。平時の福祉へ引き継ぐ。	事業開始～2027年2月	78/200字

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
資金分配団体が実行団体と月次面談を行い、進捗確認・課題の整理・改善の助言を実施する。	事業開始～2027年2月	42/200字
アウトリーチ手順書と調査票を共有し、安心して支援活動ができるように研修を実施する。必要に応じて個別助言を行う。	事業開始～2027年2月	55/200字
資金分配団体が、県域の情報共有会議にて、被害状況の進捗を共有し、支援体制の強化へつなげる。支援活動の実態調査を実施する。	事業開始～2027年2月	60/200字
訪問記録から成果などを集計を行い、事業報告書を作成し、公開する。報告会で現場の課題感を関係者に共有する。	事業開始～2027年2月	52/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	5団体 ※熊本・福岡の被災実態と地域のバランスを考慮し配分する
(2) 1 実行団体当たり助成金額	<p>上限：800万円／団体</p> <p>想定幅：400～800万円（中央値 約600万円）</p> <p>対象世帯の規模、支援内容、対象地域、行政・社協・専門職との連携状況など、事業の実態を踏まえ、協議のうえ決定する。</p>
(3)案件発掘の工夫	<p>広報・周知：熊本・福岡の県・市町村、社協ネットワークを活用（連携済）。WEBやSNSで告知し、公募説明会を複数回開催。事前相談窓口を設置。</p> <p>また、災害支援団体間の連携（例：熊本県「火の国会議」、福岡県の情報共有会議）を通じて、掘り起こしする。既に活動中の団体、行政・社協・支援団体・NPOから情報収集し、現地視察とヒアリングを実施。</p> <p>応募についてのサポートとして、小規模団体も応募しやすいよう申請書の書き方勉強会を複数回実施し、事前相談で個別対応する。申請を検討している団体については、反社・利益相反、重複助成の確認など、公募説明会やヒアリングにて事前に周知する。</p>

<p>(4) 予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の流れ <ul style="list-style-type: none"> <li>①一次書類審査：目的が合っているか、到達しやすい指標や成果設定になっているか。 実施体制や概算予算。規程類とガバナンス／コンプライアンスの整備状況を確認する。</li> <li>②最終審査会：団体プレゼンと質疑。審査委員が選考する。地域バランスと重複回避を踏まえ採択決定。</li> </ul> </li> <li>・選定基準（計100点、基準点70）：7つの選定基準をもとに、事業の妥当性、実行可能性、連携と対話を重点。</li> <li>・審査体制：委員4名（行政、県社協、災害支援の専門家、学識経験者）※利益相反もチェック。</li> <li>・想定スケジュール： <ul style="list-style-type: none"> <li>公募要領公開：2026年4月上旬</li> <li>公募説明会・申請書の書き方勉強会：2026年4月上旬・中旬</li> <li>個別相談：2026年4月中旬～下旬</li> <li>公募締切：2026年5月上旬</li> <li>一次書類審査：2026年5月中旬</li> <li>審査会：2026年5月中旬</li> <li>最終決定・採択通知：2026年5月下旬</li> <li>契約締結・助成事業開始：2026年6月上旬</li> <li>事業開始：2026年6月上旬～2027年2月末</li> </ul> </li> </ul>
---	---

#### VI. 事業実施体制

<p>(1) 事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成と各メンバーの役割・スキル等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制：内部5名</li> <li>・メンバー／役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業統括者（PO）：平川 文（福岡災害レジリエンス研究室） 役割：全体統括、伴走支援、関係機関連携、実行団体との契約、リスク管理</li> <li>○事業補佐（PO副担）：[REDACTED] 役割：伴走支援、関係機関連携、会議運営、精算、報告書のとりまとめ・提出管理</li> <li>○事務（総務・庶務）：[REDACTED]、新規採用1名 役割：運営補助、記録・議事、書類整備</li> <li>○経理担当：新規採用1名 役割：精算・証憑管理対応</li> </ul> </li> <li>・スキル等：経理は簿記資格または実務2年以上を想定。POは災害・福祉連携の実務知見を有する者。</li> </ul>
<p>(2) 他団体との連携体制</p>	<p>行政・社協との連携：熊本・福岡両県の市町村、各社協と連携済。相談窓口の周知、会議に参画する。広報協力も合意済。</p> <p>ネットワーク：県域での連携（熊本「火の国会議」、福岡情報共有会議）で被害・支援状況を共有する。</p> <p>専門団体：建築士・介護・弁護士・行政書士等を紹介。同行支援も可能。</p> <p>地域団体：戸別訪問・再訪時の同行は、社協を通じて地域の民生委員にも協力を依頼する。見守りの継続につなげる。</p> <p>情報共有：個人情報本人同意の範囲で必要最小限を関係機関と共有する。アクセス権限で管理し外部持出を禁止。第三者提供は同意又は法令根拠がある場合のみ。</p>

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>[特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定プロセス…役員会にて計画運営を行い、重要事項を理事会にて審議・決定。議事録を作成、記録を保持。</li> <li>・利益相反管理…利害関係者が意思決定に関与する場合、第三者委員会を活用し、公平性を確保。</li> <li>・内部統制と教育…コンプライアンス研修を実施し、事業運営の法令遵守を徹底。</li> <li>・外部通報制度…JANPIAのヘルプライン窓口を活用。</li> </ul> <p>[Anchor]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人においては、特性行政書士が理事を担っており、法令に基づいた運営を行っている。また、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設け、事業推進に必要なガバナンス・コンプライアンス体制を整備している。</li> <li>・公益法人会計経験者による区分経理を実施。</li> <li>・監事には外部人材を充て、適切に組織運営が行われるような体制としている。</li> </ul>
---------------------	--

VII.関連する主な実績

<b>(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無</b>			
<b>①緊急枠</b>			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	なし	ありの場合 その詳細	
<b>②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目</b>			
<p>[Anchor]</p> <p>基金設立：2025年8月九州豪雨に際して一般社団法人BRIDGE KUMAMOTOと共同基金を設立し、半年間にわたり現地で活動する団体を応援する仕組みを進めています。 5つの団体に合計50万円をお届けしました。（2025年9月8日時点） <a href="https://donation.yahoo.co.jp/detail/5307002">https://donation.yahoo.co.jp/detail/5307002</a></p>			
<b>②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目</b>		<b>②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目</b>	

**(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目**

[福岡災害レジリエンス研究室]

・福岡県 災害ケースマネジメントの手引き（福岡県福祉労働部福祉総務課 / 2025年3月作成・公開）作成の際、当団体メンバーも参加し民間支援の概念も含まれている。  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/249820.pdf>

・調査研究：

●災害時の支援・防災減災の協力体制構築に関するアンケート調査（2025年8月実施）。関係機関連携の現状と課題を把握。

対象地域：福岡県／対象：災害支援団体／回収数：12件

備考：発災に伴い回収を中止し、個別ヒアリングへ切替。

●災害支援福岡県域情報共有会議に関するアンケート調査（福岡県と協働2025年9月実施）。

対象地域：福岡県／対象：行政及び社協／回収数：35件

[Anchor]

・伴走支援：資金調達・組織運営の相談に継続対応。2024年度 57団体、2025年度 24団体を支援。

・調査研究：

・未来の災害に備えた地域支援の現状と連携に関する調査（2024年12月／2025年3月 実施）。

対象地域：九州圏内／対象：災害支援団体・NPO・企業／回収数：58件

・公益活動を行う団体・個人の課題把握調査（2024年3月 実施）。

対象地域：九州圏内／対象：NPO・企業・個人／回収数：75件

上記の知見と実績を基盤に、被災地における相談窓口・連携会議・アウトリーチの立上げと運用改善を一貫して実装する。

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度緊急枠
事業期間	2026/2/1 ~ 2027/3/31	
資金分配団体	事業名	在宅被災者アウトリーチ連携事業
	団体名	特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室

	合計
事業費	47,057,000
実行団体への助成	40,000,000
管理的経費	7,057,000
プログラムオフィサー関連経費	9,076,000
合計	56,133,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	1,001,000	46,056,000	47,057,000
実行団体への助成		40,000,000	40,000,000
-			
管理的経費	1,001,000	6,056,000	7,057,000

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	1,118,000	7,958,000	9,076,000
プログラム・オフィサー人件費等	830,000	4,980,000	5,810,000
その他経費	288,000	2,978,000	3,266,000

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C)	2,119,000	54,014,000	56,133,000

## 03 コンソーシアム説明資料について

### 【コンソーシアム申請】

NPO法人福岡災害レジリエンス研究室（幹事団体）

一般社団法人Anchor（構成団体）

#### 内容

1. コンソーシアムを組成する目的
2. 幹事団体・構成団体の担当業務（コンソーシアム協定書 別紙2に該当する部分）
3. コンソーシアム体制図 ※関係（契約、伴走支援）を記載。
4. コンソーシアム運営規則（コンソーシアム協定書 別紙3に該当する部分）
5. コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

# 1. コンソーシアムを組成する目的

本コンソーシアムは、福岡・熊本両県における災害対応体制の脆弱性、すなわち行政や社会福祉協議会（社協）が限られた人員で被災対応を担う結果、支援の遅れやモレが生じているという課題に対し、緊急的課題に対応した受援力の向上を念頭に支援体制の再構築を図ることを目的とする。

激甚化する豪雨災害等により、被災経験の乏しい自治体でも突発的な対応が求められているが、市町社協を含め限られた人員で被災把握や避難所運営を同時に行うのは困難である。そこで本事業では、初動期の受援調整支援と、支援から取りこぼされた被災者への支援を重点に、発災時に行政・社協・民間団体が即応できる連携プロセスを実証的に検証する。

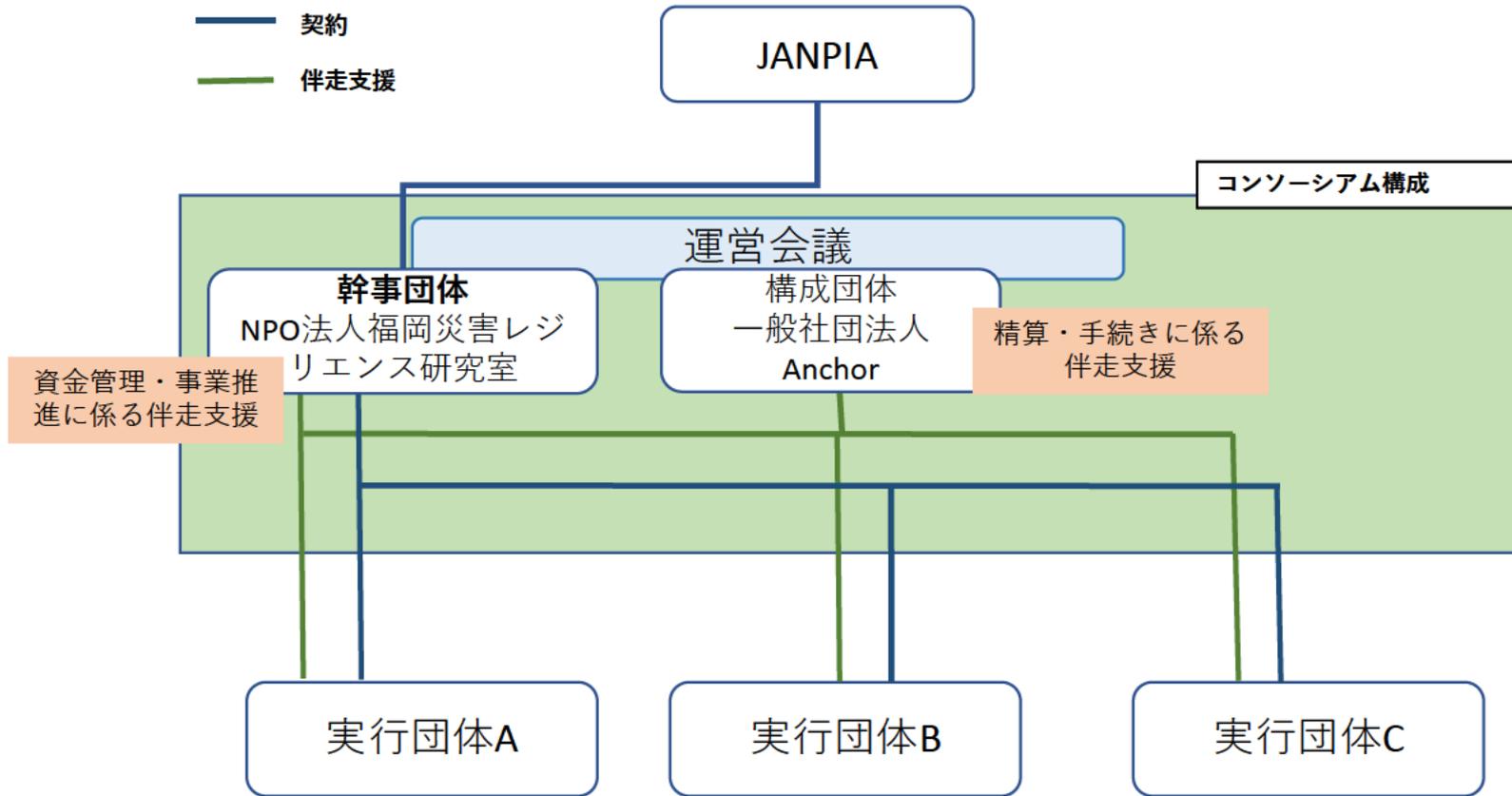
幹事団体である福岡災害レジリエンス研究室（フラボ）は、福岡県内の行政・社協・NPO等のネットワークを活かし、受援対応に向けた情報共有会議の開催や情報共有テンプレートの整備を担う。構成団体である一般社団法人Anchorは、資金分配の経験も活かし、熊本県内の地域団体との協働を通じ、支援が届きにくい被災者への支援や実行団体の精算支援など、現場に近い部分の対応を行う。

両者が連携し、福岡・熊本の二県で初動対応フェーズにおける「受援支援体制」の実証を行うことで、短期間での即応的支援と再現性ある成果を得ることを目指す。

## 2. 幹事団体・構成団体の担当業務（コンソーシアム協定書 別紙2に該当する部分）

区分	団体名	主な役割・担当業務
幹事団体	NPO法人福岡災害レジリエンス研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンソーシアム全体の統括および運営委員会の開催</li> <li>・実行団体の事業推進に関する伴走支援の実施</li> <li>・地域ネットワーク形成および広域展開の推進</li> <li>・防災・福祉施策への提言、行政・社協との連携調整</li> </ul>
構成団体	一般社団法人Anchor	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体の月次精算および事業実施に関する伴走支援の実施</li> <li>・組織基盤整備（規程・ガバナンス・運営体制構築）に関する助言・支援</li> <li>・実行団体の休眠預金等活用システムに関する各種手続支援</li> <li>・運営委員会への参画および熊本県域での事業推進・伴走支援</li> </ul>

### 3. コンソーシアム体制図



## 4. コンソーシアム運営規則

### 第1条 運営委員及び運営委員会の責任者の選任

運営委員は各団体2名以上選出し、運営委員の互選により本コンソーシアムの適正な運営を確保するための施策を行う責任者を選任する。

### 第2条 運営委員会等の開催及び招集手続き

運営委員会は月に1回以上開催する。また、必要に応じ臨時運営委員会を開催することが出来る。運営委員会は幹事団体が招集する。ただし、緊急の場合など各運営委員が招集することができる。

2 前項の招集は開催日の3日前までに、本コンソーシアム構成団体に対して、会議の日時、場所（オンライン可とする）、目的である事項を通知しなければならない。

### 第3条 決議事項及び報告事項

#### (1) 決議事項

- イ 本コンソーシアム及び構成団体（幹事団体含む）の業務執行内容の決定
- ロ 第1条の責任者の選任
- ハ 事業計画書、資金計画等の承認（ロジックモデル等関連資料の変更申請等を含む）
- ニ 運営委員会の運営規則の変更及び関連する事項の決定

#### (2) 報告事項

- イ 本コンソーシアム構成団体（幹事団体含む）の活動内容
- ロ その他本コンソーシアムの事業推進及び運営委員会に関する事項

### 第4条 運営委員会の決議

運営委員会決議は、出席運営委員の過半数をもって行う。同数の場合は第1条の責任者の決議による。

## 4. コンソーシアム運営規則

### 第5条 議事録の作成

運営委員会の議事については、幹事団体が議事録を作成し、幹事団体が保管する。

### 第6条 その他運営員会の運営に必要な事項

#### (1) ガバナンス・コンプライアンス体制整備

イ 本コンソーシアム構成団体は本事業及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するため、ガバナンス・コンプライアンス体制整備に必要な規程類の整備を行う。

ロ 運営委員は定期的に所属する本コンソーシアム団体のコンプライアンスの状況について報告する。

ハ 本コンソーシアムの構成団体の役職員による内部通報制度の利用促進のためJANPIAに設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知する。

ニ 通報者保護のため、構成団体の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

#### (2) 紛争解決・責任分担

各団体は自らの業務に関して独立して責任を負うものとし、協定書の定めに従い、誠実に協議のうえ円満な解決を図る。

### 第7条 協定書本文との関係

本運営規則に定めのない事項は、コンソーシアム協定書及び運営委員会の決議により定めるものとする。

## 5. コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

本事業終了後は、本事業で得られた「受援調整支援の実践知」や「支援から取りこぼされた被災者への対応ノウハウ」を、平時から共有・活用できる事例集として整理・公開する。

幹事団体の福岡災害レジリエンス研究室（Fラボ）は、行政や社協を対象とする研修・情報共有の機会において、本事業の成果を共有する。また、福岡県や市町社協が実施する防災・福祉研修等との連携を提案し、平時からの協働関係の維持・強化を図る。

構成団体の一般社団法人Anchorは、熊本市「復興支援ボランティア連携推進事業」や民間助成など既存の取組と接続し、本事業で得られた知見をもとに、被災地現場での支援・調整活動を継続する。さらに、企業からの寄附を活用し、被災地域等への支援を通じて、企業協働による災害支援基金の継続・発展を図る。

これらの取組を通じ、両団体は本事業で形成したネットワークと実践成果を生かし、行政・民間・企業が連携する災害対応の「持続的循環モデル」への橋渡しを志向する。約1年間の助成で得られた成果を、地域に根ざした平時の準備と有事の連携強化につなげ、次の災害に備えた「実効性ある受援支援」の継続を図る。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	福岡災害レジリエンス研究室		
郵便番号	810-0001		
都道府県	福岡県		
市区町村	福岡市		
番地等	天神2丁目14-2 福岡証券ビル8F		
電話番号	092-716-7766		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://saigaishienfnet.wordpress.com/">https://saigaishienfnet.wordpress.com/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/fnet20210312/">https://www.facebook.com/fnet20210312/</a>	
設立年月日	2021/03/12		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヒラカワブン
	氏名	平川文
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	0
無給 [人]	5
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	5
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	5
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	コンソーシアム組成する一般社団法人Anchorに資金分配実績がある。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	赤い羽根共同募金会__令和7年8月の大雨 日本財団__災害対策ローカルネットワークの構築 令和4年度ふくおか地域貢献活動サポート事業__チャンネルプロジェクト2.0（地域防災訓練）



団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人Anchor		
郵便番号	862-0956		
都道府県	熊本県		
市区町村	熊本市中央区水前寺公園		
番地等	7-43-407		
電話番号	090-1349-3259		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://anchor-kyushu.studio.site">https://anchor-kyushu.studio.site</a>	
	その他のWEBサイト(SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/profile.php?id=61563591511204">https://www.facebook.com/profile.php?id=61563591511204</a>	
設立年月日	2023/9/18		
法人格取得年月日	2024/3/21		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ムラカミナオコ
	氏名	村上 直子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トヤマ シンイチロウ
	氏名	外山 伸一郎
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	0
	無給 [人]	0
	非常勤職員・従業員数 [人]	0
	有給 [人]	0
	無給 [人]	0
事務局体制の備考		

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	2025年8月の九州大雨による被害において(一社)BRIDGE KUMAMOTOとYahoo!ネット募金にて共同基金を設立し、寄付を被災地域で活動する支援団体へ支援金として助成する事業を実施中。(https://donation.yahoo.co.jp/detail/5307002) 2025年9月に10万円を5団体に助成実施。2026年2月までの間、寄付を募り、継続して活動団体への支援金として助成する。



## 規程類確認書

申請団体名	NPO法人福岡災害レジリエンス研究室
申請事業名	令和7年8月大雨 在宅被災者アウトリーチ連携事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 <small>※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください</small>		URL: <a href="https://saigaishienfnet.wordpress.com/">https://saigaishienfnet.wordpress.com/</a>
No.	規程類の名称 <small>※「参考:規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください</small>	備考 <small>※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください</small>
1	Fネット規約	前身団体である「災害支援ふくおか広域ネットワーク」の規約
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

## 規程類確認書

申請団体名	一般社団法人Anchor
申請事業名	在宅被災者アウトリーチ連携事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 <small>※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください</small>		URL:
No.	規程類の名称 <small>※「参考:規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください</small>	備考 <small>※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください</small>
1	総会規程	
2	理事会規程	
3	役員の報酬等並びに費用に関する規程	
4	給与・賞与規程	
5	理事の職務権限規程	
6	倫理規程	
7	コンプライアンス規程	
8	内部通報規程	
9	情報公開規程	
10	リスク管理規程	
11	事務局規程	
12	経理規程	
13	定款	
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

## 特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室という。

2 この法人の略称は、Fラボと表記する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、災害に対する地域のレジリエンスを高めるため、支援現場の知見や経験を蓄積・分析し、中間支援機能の強化と防災・減災に関する実践的な提言を行う“災害支援のシンクタンク”として活動するほか、災害時における多様な主体の連携・調整、平時における人材育成やネットワーク形成を通じて、災害に強い地域社会の構築に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として以下の事業を行なう。

- (1) 防災・災害支援に係る県内及び県外の情報の収集・発信事業
- (2) 平時及び災害時における多様な主体間の連携促進事業
- (3) 災害時における被災者及び被災地支援事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員\_\_この法人の目的に賛同し入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員\_\_この法人の目的に賛同し、活動を資金面で支援する団体及び個人

### (入会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は第1項又は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、理事会において定める会費を毎年納入しなければならない。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年にわたって納入しないとき。
- (3) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款または規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、20人以下
- (2) 監事 1人以上、3人以下

2 理事のうち1名を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は次により決定する。

- (1) 理事会において理事候補者を選出し、総会において選任する。
- (2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

4 監事は、総会において選任する。

5 監事は、理事又は、この法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前2項及び第21条第1項第2号の規定にかかわらず、役員が法第20条（欠格事由）に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

（報酬）

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員報酬額は、理事会の決議を経て決める。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

（会議の種別）

第19条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

（会議の権能）

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
  - (2) 役員を解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散
  - (6) 解散における残余財産の帰属先
  - (7) 理事会が総会に付すべき事項として決議した事項
- 2 総会は次の事項を報告する。
    - (1) 事業計画及び活動予算
    - (2) 事業報告及び活動決算
  - 3 理事会は次の事項を議決する。
    - (1) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
    - (2) 事業報告及び活動決算

- (3) 理事候補の選出
- (4) 会費の額
- (5) 役員の報酬額
- (6) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (7) 借入金の借り入れ
- (8) 総会に付すべき事項
- (9) その他、この法人の運営に関する必要な事項

#### (会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定により、招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

#### (招集)

第23条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、原則として開催日の少なくとも3日前までの通知しなければならない。ただし、災害時など緊急を要するときにはこの限りではない。

#### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

2 理事会は、総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第23条第4項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、緊急の場合については、総会の出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

3 理事会における議決事項は、第23条第5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第27条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 理事会においては、代理人をもって表決権を行使することができる。代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等はその数を記載する。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 評議員会

### （設置）

第29条 この法人には、評議員会を置くことができる。

### （構成）

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、会員（団体は、その代表者又は役員）の中から理事会の議決により選任する。
- 3 評議員は、理事会が必要と認めた場合において、その総数の2分の1以内で会員外から選任することができる。

### （権能）

第31条 評議員会は、この法人の事業内容について評価、助言、提言を行う。

### （開催）

第32条 評議員会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

### （組織及び運営）

第33条 評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (管理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

### (会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (事業年度及び会計年度)

第37条 この法人の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

### (暫定予算)

第39条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び変更)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が速やかに作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3か月以内に理事会の議決を経て、通常総会に報告しなければならない。

2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第45条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併した場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定された、今法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第47条 この法人は総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

## 第8章 雑則

(事務局)

第48条 この法人には、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会が選任する。
- 4 その他、事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページおよび掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第14条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。  
代表理事 平川文、副代表理事 松田光司、理事 平山猛、樋口朋晃、監事 菊竹浩訓、川嶋睦己
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定に関わらず、この法人の設立の日から2027年の6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第37条の規定に関わらず、この法人の設立の日から2026年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立年度の事業年度の事業計画及び予算は、第38条の規定に関わらず、設立総会の定めるところとなる。
- 6 第8条の規定に関わらず、設立時当初の会費は設立総会で議事録に記載のある金額とする。
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市中央区天神2丁目14-2福岡証券ビル8階（三好不動産内）に置く。

## 一般社団法人 Anchor 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人Anchorと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、国籍、性別、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指し、九州地方に限らず、防災、減災、災害支援に関心を持つあらゆる人々と協力し、これらの分野での活動を展開するとともに、災害が発生した際に迅速かつ効果的に対応できる体制と、長期的な生活再建を支援する仕組みを構築するため次の事業を行う。

- 1 公益活動を行う団体等への持続可能性を高める資金調達や組織基盤の強化等伴走支援事業
- 2 公益活動を行うためのネットワーク構築事業
- 3 遊休施設の活動拠点としての整備活用事業
- 4 災害発生時における公益活動団体等への緊急支援事業
- 5 上記目的を達成するための調査研究事業
- 6 その他前各号に掲げる事業に付帯関連する事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第2章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2)この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総正会員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)計算書類等の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第15条 代表理事は、社員総会の日 7日前までに、各正会員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当

- 該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席できない正会員は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事1名以上が署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 各理事について、次のイからハに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 当該理事の配偶者又は当該理事の3親等以内の親族
      - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - ハ 当該理事の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって 生計を維持している者
      - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
      - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
    - (2) 他の同一の団体の次のイからハに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 理事
      - ロ 使用人
      - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員 である者

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第31条 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 代表理事以外の理事から前号の請求があった日から、5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、第23条第3項に規定する場合において、必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 監事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(招集手続)

第33条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。  
2 前項の議事録には、議長及び出席した理事1名以上が署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。  
2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。  
3 基金の拠出者は前項の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。  
4 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。  
5 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によつて解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 村上直子  
設立時理事 大橋護  
設立時理事 外山伸一郎  
設立時代表理事 村上直子  
設立時代表理事 大橋護  
設立時代表理事 外山伸一郎  
設立時監事 寺崎 明子

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 村上直子  
設立時社員 大橋護  
設立時社員 外山伸一郎

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人 **Anchor** 設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 6年 3月 14日

設立時社員 村上直子 印

設立時社員 大橋護 印

設立時社員 外山伸一郎 印